

丸亀市人づくりビジョン 解説

(基本理念)

丸亀市は、すべての市民が人間らしく幸せな人生を送るために、生涯のあらゆる段階で、最良の教育や能力開発の機会を平等に受けられるように取り組みます

すべての子どもたちが、自ら学び、自ら考え、自ら判断し、自ら行動し、自らを知り、人に優しく自分を大切にすあたたかな心と高い知性を持つ豊かな人格を養うことを目指します

伝統と文化を尊重し、公共の精神と他者との協力を大切に、丸亀市が豊かな地域社会として発展していく主役となる人づくりをみんなの力で進めます

● 丸亀市人づくりビジョンの基本理念として大きく次の3点を挙げました。

1. 「教育機会の平等」

人づくりの基本として、すべての市民が生涯のあらゆる段階で、等しくその能力に応じた教育を受けることができるよう取り組みます。

2. 「人格の完成」

社会を生き抜く力を育て、未来に飛躍する人材を養成するため、すべての子どもたちが主体性をもって自己実現を図り、自立した人間に育つことを目指します。

3. 「他者との協力」

社会全体が幸福でなければ、個人の幸福も実現されません。自分を大切にするのと同じく、他者の人格も尊重し、周囲と協働して豊かな地域を創造していくことができる人づくりをみんなの力で進めます。

(基本目標)

- I 【子どもの教育】 主体性と公共性を備えた豊かな人格の子どもを育てる
- II 【教育環境の整備】 すべての子どもが平等に安心して教育が受けられる環境を整える
- III 【生涯学習の推進】 市民が豊かな人生を送れるよう、学びの機会を充実させる
- IV 【文化芸術の振興】 地域社会と市民一人一人に活力をもたらす文化活動を促進する
- V 【スポーツの振興】 市民の健康とまちのにぎわいにつながるスポーツを推進する

● 基本理念を実現していくために、5つの基本目標を掲げました

(施策の方向性)

I 【子どもの教育】

1. 自分の考えを持って意見を言い、主体的に行動ができる子どもを育てる。また子どもの意見表明権を十分に尊重する

●個人として自立するためには、必要な知識や能力を身に付け、自分の考えを持つことが大切です。また、他者と協調し、協働していくために、自分の意見を言い、主体的に行動することが求められます。また、子どもの権利条約に定められた子どもの意見表明権は尊重する必要があります。子どもの意見表明権とは、自分の意見を形成する能力のある子どもが、自分に影響を及ぼすすべての事項について自由に意見を表明する権利のことを言います。市では意見表明権を十分に尊重し、子どもの意見を聞く機会を保障するものとします。

2. 相手の意見を尊重し、いじめ等の人権侵害を許さない、人を大切にする子どもを育てる

●いじめ等の人権侵害は決して許してはいけません。相手の意見を尊重し、他者を思いやり、人を大切にする豊かな人間性を育てていくことが重要です。

3. 学校・家庭・地域との連携を通じ、多様な体験を積むことで、視野の広い、情緒豊かな子どもを育てる

●人々との触れ合いや異なる価値観・文化との接触など、実生活での様々な体験が視野の広い情緒豊かな子どもを育てます。コミュニティや多様な人材との協働、**学校・家庭・地域**との連携など幅広い体験の機会を充実させる必要があります。

4. 好ましい生活習慣や食習慣を身につけさせるなど、教育における家庭の役割を重視し、心身ともに健康な子どもを育てる

●家庭はすべての教育の出発点であり、保護者は子どもの教育に第一義的な責任があります。家庭と行政が力を合わせて、好ましい生活習慣や食習慣を身につけさせるなど、子どもが心身ともに健康に育つよう努めなければなりません。

5. 郷土丸亀の歴史や自然を知り、丸亀に愛着をもつ子どもを育てる

●自らの郷土の歴史や自然を知り、愛着と誇りをもつことは、地域社会を担う人材としてだけでなく、これからの国際社会を生きる日本人としても非常に大切なことです。子どもたちが丸亀を知り、愛着をもてる郷土教育を推進します。

6. 国際平和、自然環境、政治参加に関する教養を高め、現代社会のグローバルな課題に対応できる子どもを育てる

●戦争やテロ、地球温暖化など現代社会が直面する地球規模の課題に対応するため、国際平和や自然環境、政治参加に関する教養を高め、優れた国際感覚や創造性を身に付けていく必要があります。

II 【教育環境の整備】

7. 教育の政治的中立性を確保し、市教育委員会としての機能を強化し、頼りになる教育委員会をつくる

●教育基本法は特定の政党の主張に偏った党派的政治教育を禁止しています。教育の政治的中立性を確保し、教育委員会としての機能を強化することで、頼りになる教育委員会をつくれます。

8. 開かれた学校運営と個々の教員の指導力強化や人間的魅力の向上を図り、保護者や地域から信頼される学校をつくる

●学校の自主性・自律性を高め、保護者や地域に開かれた学校運営に努めるとともに、個々の教員の指導力や人間的魅力の向上を図ることで、信頼される学校づくりをすすめていきます。

9. 教員の業務負担を軽減し、子どもと向き合う時間や環境を確保する

●学校教育は教員と児童生徒との人間的な触れ合いを通じて行われるものであり、より質の高い教育を目指すために、教員の業務負担を軽減し、子どもと向き合う時間と環境を確保してまいります。

10. 家庭の教育費負担を軽減する等、貧困による教育格差を是正する

●教育の機会は、経済状況や家庭環境にかかわらず、誰もが等しく与えられるべきものです。家庭の教育費負担を軽減する等の取り組みで、子どもの貧困による教育格差の是正を図ります。

11. 幼保一元化を推進するとともに、すべての子どもに質の高い就学前教育、保育を保障する

●就学前教育段階は、生涯にわたる人格形成の基礎となる重要な時期であり、すべての子どもが質の高い就学前教育、保育を保障されなければなりません。幼保一元化を推進し、就学前教育の機会確保を図るとともに、幼稚園、保育所、こども園など、どの施設に在籍しても等しく質の高い教育を受けることができる環境を整えてまいります。

Ⅲ【生涯学習の推進】

1 2. 市民がいつでも、どこでも学べる機会を充実させ、生涯学習を推進する

●市民一人ひとりが、個性や能力を伸ばし、充実した人生を送ることができるよう、生涯にわたって学習することができる機会を充実させ、生涯学習社会を推進します。

1 3. 市民が学びの成果を適切に生かして、地域社会に還元することができる機会を増やし、まちの活性化につなげる

●学習の成果を生かすチャンスがあることも大切です。市民が学びの成果を地域や社会に適切に生かし、還元することができる機会を増やしていくことが、まちの活性化につながります。

Ⅳ【文化芸術の振興】

1 4. 市民がくらしのなかで文化に触れる環境を整え、潤い豊かな活力あるまちづくりを行う

●文化芸術に触れることは、感動や喜びをもたらすとともに、自己表現による充実感を得ることもつながります。市民が暮らしのなかで文化に触れる環境を整え、潤い豊かな活力あるまちづくりを目指します。

1 5. 丸亀城等の文化財を保護し、伝統を継承する取り組みを推進する

●丸亀城をはじめとする文化財を後世に伝えるべき市民の財産として保護し、伝統を継承・発展させる取り組みを推進していきます。

- 1 6. 市民の文化活動を促進し、地域内や世代間での交流の拡大や地域文化の再認識をすすめる

●文化活動を通じ、地域内や世代間の交流を深めることが、自らの地域文化を再認識し、地域に新たな誇りと愛着を持つことにつながります。市民が文化を通じて触れあう機会や文化活動を行う環境づくりを促進し、交流の拡大を図ってまいります。

V 【スポーツの振興】

- 1 7. 市民がスポーツを通じ健康づくりや生きがいつくりに取り組み、生活の質を高め、元気に暮らすことができるまちづくりをすすめる

●競技スポーツに限らず、市民が運動やスポーツに広く親しみ、健康増進や生きがいつくりなどに取り組むことで、生活の質を高め、元気に暮らすことができるようなまちづくりをすすめます。

- 1 8. スポーツ活動を推進し、市民の連携や交流を拡大するとともに、まちの魅力と活力を創出する

●スポーツ活動を通じ、市民の連携や交流を拡大し、仲間づくりや青少年の健全育成、まちのにぎわいつくりなどに取り組むことで、まちの魅力と活力を創出していきます。